

さ情審査答申第207号  
令和3年11月26日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 池 上 純 一

## 答 申 書

平成30年3月2日付けで貴職から受けた、「館岩少年自然の家新館増築工事」に関して市長部局と教育委員会の打合せ記録等（メモを含む）一回目の入札から」（以下「本件対象行政情報」という。）の開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成29年12月20日付け建建営第2072号によりさいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分に対する審査請求は、審査請求の適格を欠く申立てであると認められる。  
よって、本件審査請求は却下されるべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分の取消しを求めるものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び口頭意見陳述によるとおおむね以下のとおりである。

誤った文書特定の瑕疵により、本件処分は無効。

起案、決裁文書等の特定もれ、及びメール及び課内で共有した内容のメモ等の特定がされていない。よって再度精査の上での再決定を求める。

工期延長のくわしい理由も特定されていない。

市長部局（建築部）と教育委員会（館岩少年自然の家）との打合せ記録等の文書について、行政情報開示された文書以外にも存在するはずであり、速

やかに特定し開示せよ。

### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のように説明している。

- 1 審査請求人が行政情報開示請求した本件対象行政情報について、館岩少年自然の家新館増築工事に関わる、館岩少年自然の家、営繕課及び設備課と連携して業務を進める上で作成した33件の文書の開示を行ったものである。
- 2 審査請求人は、「起案決裁文書等の特定もれ、及びメール及び課内で共有した内容のメモ等の特定がされていない。よって再度精査の上での再決定を求める。工期延長のくわしい理由も特定されていない。」と誤った文書特定の瑕疵により、本件処分は無効と主張している。

当課が行政情報開示した文書は、館岩少年自然の家新館増築工事に関わる、館岩少年自然の家、営繕課、及び設備課と連携して業務を進める上で作成した書類で起案決裁にかかわらない庁内文書であり、審査請求人が主張する起案決裁文書等の特定もれはない。

またメール及び課内で共有した内容のメモ等は、打合せ等に双方で確認する際に使用したものであり、内容を確認した後に廃棄しており、本件開示請求時点では保有していない。

審査請求人の「工期延長のくわしい理由も特定されていない」についても、情報開示した文書中の「館岩少年自然の家新館増築(建築)工事契約変更の理由書」において、工事延長の理由を明確に記載している。

### 第4 審査会の判断の理由

- 1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が平成29年11月30日に開示請求を行った「館岩少年自然の家新館増築工事に関して市長部局と教育委員会の打合せ記録等 1回目の入札から メモを含む」である。

これに対して実施機関は、該当すると考えられる文書を特定し開示決定を行ったところ、審査請求人は、文書の特定に瑕疵がある、他にもメール及び課内で共有した内容のメモ等の特定がされていない、工期延長のくわしい理由も特定されていないという主張から本件審査請求を行ったものである。

- 2 本件処分の当否について

実施機関は、開示請求に関する文書として該当する33件の文書を特定し、すべて開示している。また、メール及び課内で共有した内容のメモ等は、本件開示請求時点では破棄しているため保有していないという実施機関の主張について、不自然・不合理な点は認められず、他に文書の存在を窺わせる

具体的な事情も存在しないので、開示した文書以外は存在しないと認められる。

さらに、審査請求人が特定されていないと主張している工期延長のくわしい理由についても、開示した文書中に明記されている。

したがって、本件審査請求には請求の利益がないといわざるを得ない。

- 3 以上の次第であるから、本件審査請求は、審査請求の利益を欠く申立てと認められるので、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

## 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成30年 3月 2日	諮問の受理（諮問第502号）
②	令和 3年 9月16日	審議
③	令和 3年10月21日	審議

## さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学名誉教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	吉 田 聰	弁護士

(五十音順)